浜松市業務委託契約における最低制限価格取扱要領の一部改正について

国土交通省における低入札価格調査基準の算入率及び範囲の改定に伴い、本市の業務委託契約における最低制限価格の算定式を改正します。

1. 適用日

令和6年7月1日以降、公告及び指名通知を行う案件から適用

2. 改正内容

業務委託契約における最低制限価格の算定方法(詳細は下表のとおり)

		改正前				改正後			
		1	2	3	4	1	2	3	4
測量業務		直接測量費	測量 調査費	諸経費 <u>×0.48</u>	_	直接 測量費	測量調査費	諸経費 <u>×0.50</u>	—
土木設計 コンサル タント 業務	積算に 技術経費を 用いない もの	直接人件費	直接 経費	その他 原価 ×0.90	一般 管理費等 <u>×0.48</u>	直接 人件費	直接経費	その他 原価 ×0.90	一般 管理費等 <u>×0.50</u>
	積算に 技術経費を 用いるもの	直接 人件費	直接 経費	諸経費 ×0.60	技術 経費 ×0.60	直接 人件費	直接 経費	諸経費 ×0.60	技術 経費 ×0.60
地質調査業務		直接 調査費	間接 調査費 ×0.90	解析等 調査業務費 ×0.80	諸経費 ×0.48	直接 調査費	間接 調査費 ×0.90	解析等 調査業務費 ×0.80	諸経費 <u>×0.50</u>
建築設計業務		直接 人件費	特別 経費	技術料等 経費 ×0.60	諸経費 ×0.60	直接 人件費	特別 経費	技術料等 経費 ×0.60	諸経費 ×0.60
補償 コンサル タント 業務	積算に 技術経費を 用いない もの	直接人件費	直接経費	その他 原価 ×0.90	一般 管理費等 <u>×0.45</u>	直接 人件費	直接経費	その他 原価 ×0.90	一般 管理費等 <u>×0.50</u>
	積算に 技術経費を 用いるもの	直接人件費	直接経費	諸経費 ×0.60	技術 経費 ×0.60	直接 人件費	直接経費	諸経費 ×0.60	技術 経費 ×0.60
算定式		①~④の合計額×0.95 (千円に満たない 額があるときは、その金額を切り捨てた 額)×1.10				①~④の合計額×0.95 (千円に満たない 額があるときは、その金額を切り捨てた 額)×1.10			
設定範囲		 ・測量業務…予定価格の60%~82% ・土木設計コンサルタント業務、建築設計業務及び補償コンサルタント業務 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				・測量業務…予定価格の60%~82% ・土木設計コンサルタント業務、建築設 計業務及び補償コンサルタント業務 …予定価格の60%~81% ・地質調査業務…予定価格の2/3~85%			

※改正箇所は赤字部分

≪本件に関する問い合わせ先≫

(1) 建設工事関連業務委託契約に関すること

財務部 調達課 工事契約グループ 電話:053-457-2176

(2)_(1) を除く業務委託契約に関すること

財務部 調達課 契約制度グループ 電話:053-457-2173

浜松市業務委託契約における最低制限価格取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市が発注する業務委託契約(請負の契約に限る。)の競争入札を行う場合において、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)(以下「施行令」という。)第167条の10第2項及び第167条の13並びに浜松市契約規則(昭和39年浜松市規則第31号)第11条第2項、第14条第1項及び第19条の規定に基づき、契約の内容に適合した履行を確保するための最低制限価格の取扱いについて必要な事項を定める。

(対象とする契約)

- 第2条 この要領は、一般競争入札及び指名競争入札により業務委託契約 (請負の契約に限る。) を締結しようとする場合 (総合評価<mark>落札</mark>方式で行われる場合を除く。) において次のいずれかに 該当するときに適用する。
 - (1) 次条第2項各号に掲げる業種の<mark>業務</mark>委託契約を締結しようとする場合における予定価格が 100万円を超えるとき
 - (2) 次条第2項各号に掲げる業種の<mark>業務</mark>委託契約を締結しようとする場合以外で業務委託契約 等検討会議により必要と認められたとき
- 2 前項の規定にかかわらず、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令372号)の対象となる契約を締結しようとする場合については、適用しない。

(最低制限価格)

- 第3条 最低制限価格は、契約の内容に適合した履行を確保するため、予定価格の制限の範囲内で落札価格の最低限度の基準として、入札前にあらかじめ設定した価格をいい、この額を下回る価格で入札を行った者は失格とする。
- 2 最低制限価格は、法で定める最低賃金に必要となる経費を加算した額とする。ただし、測量業務の最低制限価格は予定価格の60%~82%、土木設計コンサルタント業務、建築設計業務及び補償コンサルタント業務委託の最低制限価格は予定価格の60%~81%、地質調査業務の最低制限価格は2/3~85%の範囲とし、次の業種区分ごとの算定方法を用いて求められる額に100分の95を乗じて得た額(千円に満たない額があるときは、その金額を切り捨てた額)に100分の110を乗じて得た額とする。
 - (1) 測量業務 直接測量費+測量調査費+ (諸経費×0.50)
 - (2) 土木設計コンサルタント業務
 - ア 積算に技術経費を用いないもの

直接人件費+直接経費+(その他原価×0.9)+(一般管理費等×0.50)

イ 積算に技術経費を用いるもの

直接人件費+直接経費+ (諸経費×0.6) + (技術経費×0.6)

- (3) 地質調査業務 直接調査費 + (間接調査費 \times 0.9) + (解析等調査業務経費 \times 0.8) + (諸経費 \times 0.50)
- (4) 建築設計業務 直接人件費+特別経費+(技術料等経費×0.6)+(諸経費×0.6)
- (5) 補償コンサルタント業務
 - ア 積算に技術経費を用いないもの

直接人件費+直接経費+ (その他原価×0.9) + (一般管理費等×0.50)

イ 積算に技術経費を用いるもの

直接人件費+直接経費+(諸経費×0.6)+(技術経費×0.6)

3 最低制限価格は、予定価格調書に記載しなければならない。

4 最低制限価格は、予定価格決定者が決定する。

附則

この要領は、平成18年12月15日から施行する。

附則

この要領は、平成20年2月1日から施行する。

附即

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附目

- 1 この要領は、平成23年2月7日から施行する。
- 2 浜松市建設工事関連業務委託最低制限価格取扱要領は廃止する。

附即

- 1 この要領は、平成23年7月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 改正後の浜松市業務委託契約における最低制限価格取扱要領の規定は、施行日以後に予定価格調書において設計額を作成する業務委託契約に適用し、同日前に設計額を作成した業務委託契約については、なお従前の例による。

附則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附則

- 1 この要領は、平成28年7月1日から施行する。
- 2 この要領は、平成28年7月1日以降に公告及び指名通知を行う業務委託契約に適用する。 附 則
- 1 この要領は、平成29年3月24日から施行する。
- 2 改正後の浜松市業務委託契約における最低制限価格取扱要領の規定は、この要領の施行の日 以後に行われる執行の決定に係る契約について適用し、同日前に行われた執行の決定に係る契 約については、なお従前の例による。

附則

- 1 この要領は、平成29年6月1日から施行する。
- 2 この要領は、平成29年6月1日以降に公告及び指名通知を行う業務委託契約に適用する。 附 則
- 1 この要領は、平成31年3月15日から施行する。
- 2 この要領は、平成31年3月15日以降に公告及び指名通知を行う業務委託契約に適用する。 附 則
- 1 この要領は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 改正後の浜松市業務委託契約における最低制限価格取扱要領の規定は、令和元年 10 月 1 日以 降に公告及び指名通知を行う業務委託契約に適用する。

附則

- 1 この要領は、令和6年7月1日から施行する。
- 2 改正後の浜松市業務委託契約における最低制限価格取扱要領の規定は、令和6年7月1日以降に公告及び指名通知を行う業務委託契約に適用する。